

平成26年度 第1回千葉市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会

議事録

1 日 時 平成26年6月27日（金） 午前10時から12時まで

2 会 場 Qiball（きぼーる）11階社協大会議室

3 出席者

【委員】 神山委員 清水委員 土屋委員 高野委員 武委員 玉井委員
余語委員 住吉委員 松崎委員 松菌委員 藤川委員 武井委員
原田委員 渡辺委員 大嶋委員 岡本委員 長岡委員
※22名中17名の委員が出席

【事務局】 保健福祉局 岡部次長
地域福祉課 大塚課長 半澤補佐 西村係長
各区保健福祉センター
中央区:菊谷所長 花見川区:高齢障害支援課大岩補佐（代理）
稲毛区:齊藤所長 若葉区:山中所長 緑区:柴田所長 美浜区:白鳥所長
千葉市社会福祉協議会 青木次長
総務課 吉野課長
地域福祉推進課 並木課長 早崎係長
各区事務所 中央区:鈴木所長 花見川区:石本所長 稲毛区:大野所長
若葉区:森所長 緑区:麻生所長 美浜区:内山所長

※傍聴人なし

4 会議の概要

- (1) 副会長の選出
会長の指名により、千葉市社会福祉協議会会長 土屋委員が副会長に選出された。
- (2) 議題「第3期千葉市地域福祉計画の素案について」
事務局が『資料1-2 第3期千葉市地域福祉計画素案』に基づき説明を行い、委員による審議が行われた結果、素案については各委員から出た意見を踏まえつつ、一部修正することとし、修正については会長、副会長及び事務局に一任することを条件に承認された。
- (3) 報告事項①「第2期千葉市・区地域福祉計画の推進状況について」
事務局より『資料2 第2期千葉市・区地域福祉計画の推進状況』に基づき説明が行われた。
- (4) 報告事項②「インターネットモニターアンケート調査について」
事務局より『資料3 インターネットモニターアンケート調査票』に基づき説明が行われた。

6 会議経過

(1) 開会

○事務局（西村係長） 定刻となりましたので、平成26年度第1回千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催致します。私は、本日の司会を務めさせていただきます地域福祉課係長の西村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。はじめに、本分科会の開催には、千葉市社会福祉審議会設置条例第6条第3項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は、委員総数22人のうち17人のご出席をいただいておりますので、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

また、本分科会の会議及び議事録は、千葉市情報公開条例等の規定により、公開及び公表することとなっておりますので、あらかじめご承知願ひます。

続きまして、机上に配布しております資料の確認をさせていただきます。

資料1-1 「前回までの会議の概要」

資料1-2 「第3期千葉市地域福祉計画素案」

資料2 「第2期千葉市・区地域福祉計画推進状況」

資料3 「インターネットモニターアンケート調査票」

参考2-1 「第3期千葉市地域福祉計画の骨子（案）」

参考2-2 「第5章及び第6章」

そのほか、本日は机上に、リーフレット及びファイルに綴じた、市と各区の地域福祉計画の本編を置かせていただいております。不足等はございませんでしょうか。

続きまして、次第の2に移ります。保健福祉局次長の岡部よりご挨拶申し上げます。

(2) 千葉市保健福祉局次長挨拶

○事務局（岡部次長） おはようございます。保健福祉局次長の岡部でございます。この地域福祉専門分科会は、昨年度に引き続きまして3回目となりますが、今回は新年度初めてとなります。委員のうち数名の方は入れ替わっておりますので、新しく委員になった方もいらっしゃいます。

この3カ月、ご存知の方もいると思いますが、NHKのテレビで「サイレントプア」という番組がやっておりました。社協の取組みをモデルにしたものでございまして、その舞台を東京に移し、結構好評だったようです。何が好評だったかと申しますと、社協のソーシャルワーカーが地域で活動するというのは、多分一般の方は殆どご存じないわけですね。社会福祉協議会自体の認知度もこの地域もそれほど高くないですし、地域福祉とかソーシャルワーカーとか、こういう言葉がテレビで取り上げられることも滅多になかったということで、こんな世界があるのだと、それ自体が知れ渡ったことが良かったのかなと思います。

ドラマでは毎回色々なテーマをやっていましたけれど、共通して言えるのは、介護保

険、障害者福祉、高齢者医療、年金など非常に色々な社会保障制度が発達しているわけですが、そこで救えない人がいるということです。人数は少ないかもしれないですが、1人1人深刻な問題を抱えている。今の制度では中々対処できない人がこんなにいるというのが、共通のテーマだったと思います。それに対して、社会福祉協議会、ボランティア、民生委員などが頑張っている。そういうストーリーなわけですが、私共の考えている地域福祉計画は、まさにその部分に対応したものにしたいということでございます。

千葉県では、高齢者、障害者などの計画を個別に作っておりますし、健康に関してもそれぞれの制度を使って色々と事業を展開しているわけですが、そこでは救えない人というのが必ず出てくると思います。最終的には色々な制度を作っていくというものもあると思うのですが、これだけ世の中の動きが速い世界で、中々そこに辿りつかないということがあります。そこに、なんとか住民主体の地域福祉を発展させていくことで対応するという事を考えております。

地域福祉計画は、まさにその部分を、市全体としてどういう姿に形作っていくかという具体的なものになりたいと思っておりますので、策定においては、委員の皆様のご専門の立場から、具体的かつ未来志向のものにしていただけると非常にありがたいと思っております。

前回までは、計画の骨子ということでご議論いただきまして、特に地区部会ごとに重点的な取り組み項目を作っていくという形をご審議いただいたということになっております。

本日は、この後の議題にも書いてありますが、地域福祉計画の素案というものをお示しいたします。これは、行政としての取組みを含めた全体の姿でございますので、具体的なものというものは中々無いのですけれど、形を原案としてお示しいたしますので、ご意見をいただきたいと思っております。

年度末にかけて、地区部会、区単位でも議論が進んでいくと思っておりますので、皆様方には引き続きご協力をよろしくお願いいたします。それでは本日はよろしくお願いいたします。

(3) 新任委員の紹介

○事務局（西村係長） 続きまして次第の3、今回の会議より新しく委員に選任された方々の紹介をさせていただきます。お名前を呼ばれました方は、恐れ入りますが、その場でご起立くださいますようお願いいたします。

千葉県社会福祉協議会会長 土屋稔委員です。

千葉県町内自治会連絡協議会副会長 藤川勇委員です。

なお、千葉県議会議員・保健消防委員会委員長 森茂樹委員につきましては、本日、所用の為、欠席の連絡をいただいております。

また、高山委員、入江委員、太田委員、佐々木委員につきましても、本日、所用の為、欠席の連絡をいただいております。事務局職員につきましては、お手元の席次表の配布

をもって紹介に代えさせていただきます。

次に、次第の4、副会長の選出に移ります。これまで、当分科会の副会長は高梨茂樹様でしたが、昨年度末に社会福祉協議会の会長職を退任されたことに伴い、当分科会委員も辞任されましたので、新たに副会長を選出する必要がございます。副会長の選出にあたっては、千葉県社会福祉審議会運営要綱第2条第4項により会長の指名によることとなっておりますので、松菌会長より副会長の指名をいただきたいと思います。

それでは、松菌会長、よろしくお願いいたします。

(4) 副会長の選出

○**会長** 昨年度に引き続きまして、会長職を務めさせていただきます松菌です。昨年度は大変ご協力をいただきまして、ありがとうございました。ただ今、次長からの挨拶にありましたように、地域福祉計画の中で地域福祉活動を行っていくうえでは、地域で様々な活動を行っている方々のご協力と、福祉のプロとの連携が大変重要でございまして、それを支え合いという形にどう持っていけるのかというところが今回の地域福祉計画の重要なポイントではないかと思えます。その支え合いが学び合い、調べ合い、また更に支え合いに繋がっていくような計画を作っていければと思っております。

副会長の選任につきましては、当分科会の趣旨や今後の審議内容を踏まえまして、引き続き、社会福祉協議会の代表の方が適任であると考えます。そこで、社会福祉協議会会長の土屋稔委員にお引き受けいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〈土屋委員 承諾〉

それでは、土屋委員に副会長をお願いしたいと思います。土屋副会長は、副会長席にご移動をお願いします。

それでは、副会長に一言ご挨拶をいただきたいと思います。

○**副会長** ただ今ご紹介をいただきました、この4月から社会福祉協議会にお世話になっております土屋稔でございます。最近、ニュースでは来年から介護保険の法律が改正されるということで、今後、要支援の方々に対する地域の支え合いが益々大切になってくるかと思えます。先程、次長さんの挨拶にもありましたが、社会福祉協議会におきましても、地域の皆様にもっと知っていただくように努力してまいりたいと思えます。

この会におかれましても、松菌会長のお役に立てるよう努力してまいりたいと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○**会長** 土屋副会長、ありがとうございました。それでは次第に従いまして、次第の5、議題に入らせていただきます。議題(1)第3期千葉県地域福祉計画の素案について、事務局より説明をお願いします。

(5) 議題「第3期千葉県地域福祉計画の素案について」

○事務局(大塚課長) 地域福祉課長の^{大塚}でございます。本日はよろしくお願ひいたします。私からは、議題(1) 第3期千葉市地域福祉計画の素案についてご説明申し上げます。失礼して、座って説明をさせていただきます。

第3期千葉市地域福祉計画については、昨年度2回に渡り本分科会において策定方針と計画骨子をご審議いただき、ご承認をいただいたところです。

本日は、この策定方針と計画骨子の内容を踏まえ、次期計画のアウトラインや全体像を示す計画素案を作成しましたので、これについてご審議願ひます。

それではまず、計画素案の審議の前に、前回までの会議の概要を簡単にご説明します。資料1-1『前回会議の概要』をご覧ください。昨年度、ご承認を頂いた次期計画の策定方針ですが、(1)に4点記載してございます。1点目として、自助・共助に関する取組みを9つのテーマに分類し、それぞれのテーマごとに地域、市、社協の取組みを関連付けて整理します。2点目として、社協地区部会のエリアを1つの単位として、地域の重点取組項目を設定します。3点目として、計画に住民主体のまちづくりをイメージできるタイトル、通称名を付けます。4点目として、計画期間は平成27～29年度の3年間とします。

次に、計画骨子ですが、全体構成はA3横の資料、参考2-1のとおりとなっております。ポイントとしては、第4章に市の取組み、第5章に区計画である地域の取組みを掲載し、自助・共助・公助の取組みを含めた計画全体を1冊に統合します。また、第6章で地域、市、社協の3者の取組みの関係をテーマごとに整理します。

次に、資料1-1『(3) 計画策定のスケジュール』ですが、当分科会については、今後12月と来年3月の開催を予定しており、本日も含め年度内に3回開催したいと考えておりますが、今後、段階を踏んで計画策定の過程についてご審議いただきます。自助・共助の取組みを定めた区計画については、今月、多くの区が区地域福祉計画推進協議会を開催して区計画の策定作業を開始しており、10月頃を目途に区計画案を取りまとめ、決定していただくようお願いしているところです。

また、8月にインターネットモニターアンケート調査、11月に市民説明会、翌年1月にパブリックコメントを実施し、市民意見等を取り入れた計画の策定に努めてまいります。最終的には、平成27年3月の分科会において承認を頂いたうえで、計画全体を千葉市名義で決定する予定です。

続きまして、第3期千葉市地域福祉計画の素案の説明に移ります。資料1-2をご覧ください。先程申し上げたとおり、この計画素案は、ご承認いただいた策定方針と計画骨子に基づき、大まかなアウトラインや全体像をお示ししたものです。この素案をたたき台として、本日の分科会、また、11月の市民説明会などでご意見を頂きながら、必要に応じて修正を行い、計画原案の作成作業を進めていく予定です。

なお、計画素案の中身をご覧くださいと、所々記載のない部分がございます。例えば、4-1ページから始まります『第4章 市の取組み』については、現在策定作業中の第2次実施計画や秋の予算編成作業を踏まえて、今後計画に盛り込む具体的な事業や施策を検討していきますので、この計画素案には具体的な記載はございません。また、5-1ページから始まる『第5章 地域の取組み』についても、今後、区の推進協において、区計画の策定作業を実施していく予定ですので、具体的な記載はされてございません。その他、第2章

や第6章など、記載されていない部分が多くありますが、計画素案として全体構成やフレームをご承認いただいた後、この中に盛り込む具体内容などを検討のうえ決定し、全ての内容が記載されている計画原案として12月の分科会でお示しする予定ですので、ご承知いただきたいと思います。

それではまず、素案の全体構成ですが、目次に記載のとおり、ご承認をいただいた計画骨子を踏まえて7章立ての構成となっております。第1章から第3章までは計画の前置き部分に該当し、このプランの趣旨や位置づけ、概要、地域福祉を取り巻く現状やこれまでに実施した取組みなどが記載されます。次に、第4章では市による公助の取組みを、第5章では地域住民による自助・共助の取組みをそれぞれ具体的に記載します。さらに、第6章では、地域、市、社協の3者の取組みを取組みテーマごとに関連付けて整理し、最後に第7章で計画の推進に向けての取組みについて記述します。

それでは1章ずつ概要を説明いたします。『第1章 千葉県〇〇プラン（地域福祉計画）とは』について、1-1ページから1-4ページを順次ご覧ください。

まず、『1 千葉県〇〇プランの策定について』ですが、『(1) プラン策定の趣旨・目的』において、社会状況が大きく変化し、地域の結びつきが弱くなっている近年においては、地域住民、地域の様々な団体・組織、行政が協働で地域の生活課題の解決に取り組む必要があること、また、地域情勢の変化や第1期、第2期と取り組んできた地域福祉計画の成果や課題を踏まえ、千葉県〇〇プランを策定した旨を記載しました。また、『(2) プラン策定に必要な視点』において、地域福祉の推進のためには、自助・共助・公助が相互に連携し補完し合うことが大切であることや、自助・共助・公助の取組みのそれぞれの定義を記載しました。

次に1-2ページ『2 千葉県〇〇プランの位置付け』ですが、本プランが社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画である旨を記述しています。

次に1-3ページ『3 他計画との関係』ですが、『(1) 市の個別計画との関係』において、本プランは千葉県新基本計画や第2次実施計画を上位計画として策定されていること、また、他の保健、医療、福祉の分野における個別計画を地域福祉の視点で整理するとともに、教育やまちづくりといった生活関連分野と連携を図る計画である旨を記述しています。また、『(2) 千葉県社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係』において、社協で策定している地域福祉活動計画について概要を記載するとともに、本プランと併せて両計画が互いに補完、連携し、地域福祉のために一体となって推進を図る必要がある旨を記載しています。

なお、最後の1-4ページでは、千葉県〇〇プランと他計画の関係をイメージ図として表現しています。

続いて『第2章 地域福祉の現状と経緯』について、2-1ページから2-14ページまで順次ご覧ください。最初に『1 千葉県を取り巻く環境』ですが、ここでは、各種統計データ、グラフなどを用いて、千葉県における地域福祉に関する様々な実態や現状を記載します。ご覧のように、データやグラフは今年の秋から冬頃の時点の数値を用いる予定のため、内容の詳細と併せて現在のところ未定となっておりますが、盛り込む項目は記載のとおりとなっております。

『(1) 少子超高齢化の進展と人口減少社会の到来』においては、本市の人口、高齢者数、単身高齢者世帯数の推移のデータを用いて、『①総人口と高齢者数の推移』と『②ひとり暮らし高齢者数の増加』について、現状と今後の見込みなどについて記載します。

『(2) 要支援者の状況』においては、『①要支援・要介護認定者の状況』『②認知症高齢者の状況』『③障害者の状況』『④生活保護受給者の状況』について、それぞれ数の推移のデータやグラフを用いて、現状や実態を記載します。

『(3) 地域福祉を支える活動者の状況』においては、町内自治会の現状について『①町内自治会の団体数と加入率の推移』で、民生委員・児童委員の相談支援件数について『②民生委員・児童委員の活動状況』で、社協地区部会の現状について『③社会福祉協議会地区部会の団体数と加入率の推移』で、千葉県ボランティアセンター登録者数について『④ボランティア登録者数』で、それぞれ数の推移のデータやグラフを用いて、実態や現状を説明します。

『(4) 市民意識』においては、本日この後の報告事項でもご説明しますが、今年8月に実施するインターネットモニターアンケート調査の調査結果に基づき、地域福祉活動に関する認識、関心、要望などの市民の意識や行動について、実態や現状を記載する予定です。

次に2-5ページ『2 これまでの取組みと今後の課題』ですが、『(1) 地域における主な活動主体とその役割』において、地域福祉の推進のため多様な活動に取り組んでいる個人や団体などについて、社協、地区部会、町内自治会、民生委員などを取り上げ、その役割や活動内容を記載しています。

続いて2-10ページ『(2) 第2期千葉県地域福祉計画の推進状況と今後の課題』ですが、こちらでは第2期市計画の4年間の取組み結果を記載します。現時点では内容を記載しておりませんが、今後秋頃までに内容をまとめ、次の計画原案には記載する予定です。表にあるように、合計107の事業について、実施・未実施で分類整理するとともに、実施された主な施策をいくつか取り上げ、また次期計画に向けての課題についても整理して記載いたします。

続いて『(3) 第2期区地域福祉計画の推進状況と今後の課題』ですが、こちらでは第2期区計画の4年間の取組み結果を記載します。こちらでも現時点では内容を記載しておりませんが、重点項目に対する主な成果と、今後の課題について区ごとに記載する予定です。今後、秋頃までに事務局で区計画の推進状況をまとめ、各区の推進協で承認を頂いたものを掲載する予定です。

続いて『第3章 千葉県〇〇プランの概要』について、3-1ページから3-3ページを順次ご覧下さい。この章では、プランの基本的な考え方、特徴、体系、計画期間などのアウトラインと策定に至るまでの経緯について記載しています。

最初に『1 千葉県〇〇プランの基本的な考え方』ですが、基本目標を千葉県新基本計画の施策の柱である『ともに支え合う地域福祉社会を創る』とすること、また、地域と行政が連携協力して支え合いの仕組みづくりを進めていくことを謳っています。

次に『2 千葉県〇〇プランの特徴』ですが、記載のとおり、親しみを持てるようなタ

イトルや地区部会エリアごとの重点取組項目設定など、4つのポイントを記載しています。

次に3-2ページ『3 施策の体系』ですが、プラン全体の取組みの体系を表にまとめて示しています。基本目標のもとに、市の取組みである公助の取組みと地域の取組みである自助・共助の取組みの2つに大別されること、また、地域の取組みは区〇〇プランとして位置付けられることが記載されています。

次に3-3ページ『4 計画期間』ですが、本プランの上位計画である第2次実施計画との整合を図り、平成27年度から29年度までの3年間とした旨を記載しました。

最後に『5 計画策定の経緯』ですが、今後予定されている本分科会、市民説明会、パブリックコメントなどの手続きも含め、計画決定までに至るスケジュールを記載いたしました。

続きまして『第4章 市の取組み（公助の取組み）』について、4-1ページから4-9ページまでを順次ご覧ください。この章では、公助の取組みとしての具体的な市の事業や施策を盛り込みます。ただし、冒頭でもご説明したとおり、今後、第2次実施計画の策定状況や秋の予算編成作業を踏まえて、プランに盛り込む具体的な事業や施策を検討していきますので、現時点では具体的な取組内容の記載はございません。本日は、公助の取組みとして、盛り込む項目や概要をお示しするにとどまりますのでご承知願います。市町村地域福祉計画に盛り込むべき公助の取組みについては、社会福祉法第107条に規定されており、ご承認いただいた計画骨子に基づき、大項目として7項目、その下の小項目として18項目に整理し記載する予定です。

最初に『1 利用しやすいサービスの実現』と『2 暮らしを守る取組み』についてですが、こちらでは、社会福祉法第107条第1号に規定されている『地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項』に該当する施策、事業を掲載します。具体的には小項目として6項目に整理し、福祉サービスなどを必要としている人に対する情報提供、行政や専門機関が対応する相談、苦情などの受付体制の充実、認知症施策の推進や虐待防止などの人権を尊重する取組み、災害時などにおける要援護者に対する支援策、平成27年4月より施行される生活困窮者自立支援法に基づく施策などを盛り込む予定です。

次に4-4ページ『3 民間との連携協働と活動支援』ですが、こちらでは、社会福祉法第107条第2号に規定されている『地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達』に該当する施策、事業を掲載します。具体的には小項目として2項目に整理し、大学との共同研究事業や民間企業との福祉分野を含む包括協定の取組み、また、地域福祉における民間最大の担い手である社会福祉協議会への支援などの施策を盛り込む予定です。

次に4-5ページから4-9ページにかけて『4 交流の機会創出と社会参加の促進』『5 支え合いの仕組みづくり』『6 福祉教育と人材育成』についてですが、こちらでは、社会福祉法第107条第3号に規定されている『地域福祉に関する活動への住民参加の促進』すなわち、本プランのメインとなる自助・共助の促進に該当する施策、事業を掲載します。小項目として9項目に整理していますが、これらの項目は自助・共助を促進する施策として第6章において『取組みテーマ』としても使用します。具体的には、市の施設を活用した交流の場づくり、市民の健康づくり促進、共助の促進に資する情報提供、地域で活動する団体への補助金交付、地域における見守りや防犯・防災体制構築の支援、福祉の意識醸

成・啓発、地域のボランティア育成など、広範にわたり自助・共助を支援する事業や施策を盛り込む予定です。

最後の『7 暮らしやすい環境づくり』では、市が実施するバリアフリー施策や交通アクセス確保の施策を掲載します。

続きまして『第5章 地域の取組み（自助・共助の取組み）』について、5-1ページから5-14ページまでを順次ご覧ください。この章では、住民が主体となった地域の具体的な取組みについて、区ごとに掲載いたします。区ごとの取組みは、それぞれ区のプランに位置付けられており、現在、既に多くの区の推進協において、区のプラン策定作業が開始されております。そのため、第5章においても、現時点では具体的な内容についてはお示しできませんが、冒頭でも説明申し上げたとおり、各区のプランは10月頃に最終案として各区の推進協で承認される予定であることから、次の計画原案においては、内容が記載されたものをお示しする予定です。

5-2ページ『3 区〇〇プランのポイント』ですが、こちらでは区のプランの特徴や第2期計画からの変更点、特徴などを記載のとおり3点に整理しました。

1点目に、第2期区計画の方向性や骨子をベースに細部の見直しを行ったこと、2点目に全体構成をシンプルにしたこと、3点目に社協地区部会のエリアを1つの単位として地域の重点取組項目を設定したこと、などを記載しております。

続きまして『第6章 地域の取組みと市及び社会福祉協議会の施策』について、6-1ページから6-10ページまでを順次ご覧ください。この章では、策定方針で承認を頂いたとおり、自助・共助に関する取組みを9つのテーマに分類し、地域、市、社協の取組みをテーマごとに関連付けて整理します。なお、この9つのテーマは6-1ページに記載されていますが、第4章及び第5章でも共通に使用します。

『第4章 市の取組み』と『第5章 地域の取組み』は、今後、計画原案の策定作業の過程において具体的な内容が定められるため、それに伴い第6章のテーマごとに引用される具体的な取組み内容も決まることとなります。従って、この第6章についても、現時点では具体的な内容は記載せず、フレームをお示しするとどまります。なお、各テーマにおける社協の施策についても、今後、社協において盛り込むべき自助・共助の支援策等について詳細を検討していきます。

最後に『第7章 千葉市〇〇プランの推進に向けて』について、7-1ページ、7-2ページをご覧ください。まず、『1 プランの推進体制』ですが、『(1) 地域の体制』で区のプランの推進について、町内自治会、民生委員、ボランティアなどの地域の担い手となる様々な組織や団体と連携・協力を図りながら、地区部会がエリア内の活動状況の把握や各団体との調整を図り重点取組項目を推進するものとなりました。

一方、『(2) 市の体制』では、各種の個別計画や庁内各部署との連携を図りながら公助の取組みを進めるとともに、区のプランの推進のため、区役所と保健福祉センターが中心となり、社協区事務所と連携して地域の取組みを支援していくものとなりました。また、『(3) 千葉市社会福祉協議会との連携』では、社協を各種福祉サービスの提供主体として、また、地域の活動を育成・調整する主体としての役割を示すとともに、市と社協が連携して区のプランを支援する必要がある旨を記載し、今後も社協が幅広い活動を展開し内容の充実を

図ることができるよう支援するとともに、事業や施策の検討・推進に市と協働で取り組むものとなりました。

その他『(4) 社会福祉審議会地域福祉専門分科会』『(5) 区〇〇プラン推進協議会』において、プランの推進や評価について役割などを記載しました。なお、計画名の変更に伴い、『区地域福祉計画推進協議会』の名称も変更する予定ですので、その旨を記載しています。

最後に『2 プランの推進状況の検証』ですが、市の取組みについてはこの分科会で、地域の取組みについては区推進協で、毎年、成果と課題について検証することとしました。

大まかではございますが、計画素案についての説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。この素案につきましては、資料の事前送付という形で皆様にはご覧いただいていると思います。事務局から説明がありましたように、この計画素案は、これまで当分科会で承認いたしました計画策定方針、計画骨子に基づいて作成されたとのことでした。

また、今後は、この素案をたたき台として原案を作成していくこととなりますが、素案の中で記載のない市の取組みや地域の取組みなどは、盛り込む事業、施策を検討したり、各区の推進協において協議をして原案の中に示していくとのことでした。

委員の皆様はこのような点を踏まえ、ご意見等ございましたら挙手のうえ発言をお願いします。

○委員 言葉の面も含め、全体として見ると非常に分かりにくいところがあるので、全体的な話をさせていただきます。この計画の中で、各区の計画において計画を推進する主体は地区部会と明記されていますが、その地区部会の記載は最後に1ヶ所出てくるだけで、その位置付けが低い。団体の説明は色々なところに、各所言ったらきりがなくらい出てきますが、そういうところでは地区部会の役割を入れていない。それがこの書き方なのですが、これは何でそんな形が出てくるのですか。そんなことないと言うのであれば、1ヶ所ずつ、ここもここもというのがあちこちに出てきます。地区部会の活動に対して、市の地域福祉計画ではどのように位置付けているのですか。これでは、読む方は非常に混乱します。

○会長 事務局お答えできますか。

○事務局（大塚課長） 地区部会の位置付けにつきましては、ただ今委員の方からのご指摘がありましたように、区の地域福祉計画を策定、推進していく上で、地区部会ごとに重点取組項目を設定していただきます。その中心となっていただくのが地区部会でございますので、区計画の大変重要な役割を担っていただくこととなります。今回、記載が弱いとのご指摘を受けましたので、その辺りについては修正してまいりたいと考えております。

○委員 考え方として、区計画について議論はありましたけれど、頼れるのは地区部会しかないという感じで、地区部会が主体となってやると踏み切っているわけです。中央区の場合は、2期計画からそのような形で進めています。それに対して、市の計画素案として今回出てきたものは、読んでみると活動主体になっているところが各所出てきますが、地区部会というものが出てきません。しかも、後の方にちょこちょこ出てくるところもあるのですが、実際にそういうものは全部無視ですよ。考え方として、市の計画は、地区部会ではないところがやるという発想を持っているのではないですか。そうじゃないと、この文章は書けないと思うんです。その辺のところを入れ替えて、地区部会や地域の団体に頼らざるを得ないというところをもう少し位置付けとしてはっきりさせたらどうですか。そうすれば、色々なところの文章が変わってくると思うのですが。

○会長 事務局どうぞ。

○事務局（大塚課長） 市の計画におきましては、公助の取組み、地域で取り組む重点取組項目等を支援する取組みの記載となっておりますが、地区部会の記載については、第6章で各区の取組み内容をまとめ、その下に重点取組項目として取り組む地区部会を記載させていただいております。また、社協と市の支援策をそれぞれ記載するというようにしております。

また、『第7章 1 推進体制（1）』には、『地区部会がエリア内の活動状況の把握や各団体等との調整を図りながら、重点取組項目を推進していきます』と記載させていただいております。

○委員 第6章のところを言われましたけれど、第6章4行目には『本プランでは、「自助・共助」を実施する主体として地域住民・団体等を、「自助・共助」を支援する主体として市を、「自助・共助」を支援するとともに「共助」を実施する主体として千葉県社会福祉協議会を』とありますが、ここに地区部会は出てこないじゃないですか。自助・共助を実施する団体は「地域住民・団体等」とあり、地区部会が現れていない。それをどうして第6章で現れていると言えるのですか。

○会長 事務局どうぞ。

○事務局（大塚課長） 確かに委員の仰いますとおり、取組みテーマごとの記載について重点取組地区として地区部会が記載されるにもかかわらず、冒頭の自助・共助の主体として記載がされていないということですので、その点につきましては今後検討してまいりたいと思います。

○委員 1つ1つの言葉でいうと、こういう書き方をしているところは20～30か所あります。思想として、どういう考え方で書くかです。区計画の方は非常にはっきりしてきましたが、地区部会に頼らざるを得ないから地区部会主体、実質的には町内自治会

がやるというところもありますが、地区部会という形でやっていかざるを得ない。だから地区部会を前面に出してきました。それに対して、市計画の書き方は、本文を通して地区部会が主体じゃない。それをまだ踏み切らないんですか。地区部会ではない他の団体に期待しているんですか。そういうところでやる目処がつくのかということです。

○会長 第4章、第5章、第6章のつながりが非常に分かりにくいというのはあると思いますが、武井委員のご指摘は、5-1 ページ12行目『地域においては』というところで、区プランを策定していく過程で地区部会が出てこない。ページをめくると、『社協地区部会を中心に』という指摘が3番目に出てきています。

○委員 もっと分かりやすく言うと、2-5 ページから色々な説明がされていますが、この説明でどこにウェイトが置いてあるかということ、素直に読めばNPOです。2-8 ページ、1番最後のところで『ニーズに応える重要な役割を果たしています。』と断言していますが、そのようなところがいくつあるか示してほしいです。地区部会にウェイトが置かれていない。そのような位置付けで良いんですか。やはり、自助・共助については地区部会に頼らざるを得ないんです。だとすれば、もう少しそういうところで全体をまとめないと、この素案ではどう考えているかわからなくなってしまうのでしつこく言っているんです。

○会長 市を擁護するわけではないですが、地域には様々な担い手となっていただく組織があると思います。その中で地区部会が2番目に出てきているのは、後から出てくるもの全てを調整しているという位置付けではないかと考えています。武井委員のご指摘のとおり、計画を立てていく段階において、どこが調整役になってその地域をまとめていくかということ、実は地区部会しかあり得ないということは前回のお話でも出ました。そうやって皆でやっていこうね、そこをベースにしながら、大変だけどやっぱりこれはやらなきゃいけないよね、ということについては地区部会の方々の意思表示といいますか、やりましょうねと言っていたいただいと私は感じております。

ただし、これから区の推進協で計画を下から積み上げていく時に、どこから積み上げてきたかということは、市の計画にも書いてもらいたいというのが大枠の方向性であり、前回の骨子案の方向性だったのではないかと思います。その辺について、長岡委員お願いします。

○委員 武井委員の仰るとおりだと思います。基本的な考えでは、実施主体を地区部会に置こうとしているわけです。そうであるならば、地区部会の存在と役割をきちんと置いて、地区部会に実施してもらうことをもっと明確にすべきではないかと思います。

先日、美浜区の推進協がありましたが、民生委員等の団体が入っていない地区部会もあります。地区部会の実施要綱、設置要綱を確認してほしいのですが、そこには、地区部会は『千葉市社会福祉協議会の趣旨に賛同し、その地域特有の福祉活動云々としてこれに賛同する』とあります。この設置要綱やマニュアルには、地域に関係する団体が入

っていないんじゃないかと思います。この地区部会の設置要綱については、地域の諸団体が構成団体として入るよう見直し、さらに、このプランについては、地区部会が主体となって実施してもらうことを文章で明確にしてもらいたいと思います。

美浜区でも、「地区部会が実施主体なんだよ」、「重点項目を設けてやるようになりますよ」、「最低1つを選んで挙げてくださいね」と話し合いをし、何とか了解を得ていますが、会議終了後、「地区部会って何なんだ」、「地区部会に民生委員が入っていないといけないんですか」というような地区部会もあります。これは、設置要綱があいまいだからそうなっているのです。

だから、地区部会というものの存在・役割・任務を明確にしなきゃいけないと思うのですが、素案の中では、地域にこういう団体がありますと羅列してあるだけで、どこに重点を置いているかという内容になっていない。それが、武井さんの仰ることではないかと思います。

○会長 地区部会について、市社協からお願いします。

○市社協（青木） 千葉市社協の青木と申します。よろしくお願いします。

長岡委員からのご指摘でございますけれど、千葉市には67の地区部会があります。ご指摘のとおり、それぞれの地区部会が地域に沿った形で構成されるという事をお願いしてきました。地区部会の創生期で考えてみますと、やはりその構成団体の中身は民生委員さんが中心となってございました。年代を経て、町内自治会、老人クラブ、PTA、学校、公民館等が加わってきておりますけれど、委員さんの仰る通り、地区部会がこういうことをするという決まりは示されていないのが現状でございます。

最近、色々と国の政策が変わってきてまして、社会福祉協議会もそれに沿った変化をしていかないといけないと考えております。その中で、地区部会の構成も考えていかないといけないというのも、まさに社協の内部で話し合っているところでございます。もうしばらくしましたら、こちらからアプローチをかけさせていただきまして、地区部会の統一といいますか、ここまでは同じようにするというような構成的なものを考えさせていただきますので、今しばらくお待ちください。

○委員 この文章を書いた人は、ある思想を持って統一して書かれていると感じています。その中で、地区部会は自助・共助の主体となるということが少しだけ書かれていますが、全体としてみるとやっぱり違うじゃないですか。1番端的な例で申し上げますと、5・1ページを見てください。自助・共助の取組みですね。ここでは区の〇〇プランについて書かれていますが、最後の行に『地域においては、できるだけ多くの地域住民や地域団体を巻き込み連携を図るとともに、市や千葉市社会福祉協議会の支援を得ながら「区〇〇プラン」に基づく取組みの推進に努めていきます。』とあります。私の言っているように、自助・共助の取組みは地区部会を中心にやってもらわざるを得ないという思想に立てば、地域においては、まず「地区部会が中心となって」という言葉がここに入らざるはず。「地区部会が中心となって、できるだけ多くの地域住民や地域団体と連携を図

るとともに」という書き方になるはずですよ。同じ思想で考えたら。だから、少し思想が違うんじゃないですかと言っているんです。

○会長 まず市にお答えいただいてからの方がいいと思います。

○事務局（大塚課長） 1つの例として、武井委員から5-1ページについてご指摘がありました。前回の分科会で承認していただいた策定方針と骨子案について、地区部会が中心となって重点取組項目を決定していくということでございますので、計画について、地区部会が中心となることは否定しておりません。むしろ、地区部会に中心とさせていただくことは、大変ありがたいと思っておりますので、記載が不十分というご指摘については素案を見直し、地区部会の役割と重要性についてより力を込めて記載していきたいと思っております。

○会長 長岡委員お願いします。

○委員 再度言いますが、地区部会を実施主体としながら、その位置付けがあいまいになっているということです。地区部会を実施主体として明確に位置付け、併せて地区部会の実施要綱を見直していかないといけない。地区部会の要綱はどうなっているんですか。「実施要綱、設置要綱では、それほど大事なことをやるような書き方になっていない」と矛盾を突かれたら、地区部会は何もできないですよ。地区部会が実施主体になるとすると、改めて問題が出てくると思っていますので、社協地区部会の設置要綱をどうするかは別として、これと整合性を持たれるような形に見直して定義するというのを、実施に合わせてきちんとしなければいけないと思っております。それと、地区部会が実施主体となることが明確に分かるように、1項目設けるべきではないかというのが私の考えです。

○会長 原田委員、どうぞ。

○委員 話は変わりますが、第2章に『地域福祉の現状と経緯』『千葉市を取り巻く環境』とありますよね。高齢化率や独居率等が書いてありますが、第5章には「区を取り巻く環境」という項目は入ってこないのですか。千葉市全体の平均では、地域の実態は掴めないですよ。高齢化率といっても、千葉市の平均では20数%かもしれませんが、区単位では、市平均より遥かに高いところ・低いところがあり、様々だと思うんですよ。

私は、区単位でも、まだまだ捉えきれない問題があると思っております。地域の実態と掴むためには、少なくとも区単位の状況を入れておかないと、地域の問題が浮き彫りにされていかないと思っております。その辺り、どうお考えですか。

○会長 全体の現状とは別に、区プランの方にも地域の現状を盛り込むことになっているのですか。今は市計画しか示されておりませんが。それぞれの区の特徴やバラつきは踏まえなければならないという大原則のもとに、今の原田委員のご指摘のようなものを

盛り込む場所はあるのでしょうか。

○委員 何もかも市平均でやられたら、実態が全然出てこないと思います。

○事務局（西村係長） 原田委員の仰る趣旨は理解いたしました。第2章の区ごとのデータについては、あるものについてはなるべく詳細に記載し、地域の実態を表せるような形にしていきたいと思います。後、各種統計データについては、第2章だけではなく、資料編の中でももう少し詳細なものを掲載する予定でございますので、こちらの方も今後検討してまいりたいと思います。

○委員 参考資料でも良いですが、私は、区単位でもまだ粗いと思っているんです。地区連、地区部会単位で出していないと、中々実態は掴めないと思います。自治会単位でいうと、高齢化率が40%、50%を超えているところもあります。それが、計画を実施するにあたって出来ない原因でもあります。ですので、そういうところを、参考資料でも良いので掲載していただきたいと思います。実績の方には地区部会単位の報告がありますが、計画自体には入っていないので。

○会長 計画の方に反映するというので、よろしくお願いします。

○委員 先程、武井委員の仰っていたことに戻ります。地区部会が全てにイニシアチブをとっていくことについては、以前から早いと言っていますが、願望として、地区部会がイニシアチブをとってやりたいというのであれば、良いと思います。ただし、その場合、地区部会をよいしょするために『社会福祉協議会への活動支援』(P4-4)に対して、今の社協地区部会の問題点の2つ、拠点と資金の問題を考えなくてはならない。これら無しに地区部会がイニシアチブをとっていくのは、私も地区部会を運営している立場からいえば、かなりしんどいです。全体的に、仰るとおり地区部会のあり方というものがあるのでしょうか、それ以前に、地区部会が力を発揮するためには、拠点と資金の面倒を見るというような、例えばこれから予算が付くというようにしておかなければならないと感じます。それと、地区部会が全体をリードしていくにはまだ早いと感じています。それよりも、自治会の力をどう活用していくか、つまり自治会と表裏一体となりながら、私は連携という言葉は好きではないのですが、自治会の中でも突出した自治会と地区部会が組になって全体の計画を推進するような策を考え、そうした時に、地区部会がイニシアチブをとっていくと捉えた方が良いのではないかと思います。

○委員 地区部会主体ということですが、現在地区部会に期待できる役割というのは、言ってみればコーディネーター、事務局的な役割だと思います。実際に実践活動を行うのは、自治会や民生委員ということになってくるのではないのでしょうか。地区部会そのものの組織は、長岡委員も仰るように、はっきりしない中で、実践活動を地区部会が主体となってやるのは現実的ではない。そのような考えに立てば、このような内容も妥当

ではないかと思えます。

○委員 先程、武井委員よりご指摘の件です。私は、この先のことを考えているわけですが、今どうなっているのかと思ひまして、資料を見てみました。本日、参考資料として皆様の机の上に置かれているものでございます。第2期の中央区の計画、巻末のところですが、『実施主体の明確化』と記載がございます。それには注釈がございまして、『社協地区部会をその中心的な担い手と位置付けます』と標記がございまして、このようなことですので、今のご指摘は、ごもっともなご意見だと思ひ拝見させていただいております。各区リーフレットは大変良くできており、そのような形で仕上げれば良いのかなと思ひました。

また、関連して、昨今は認知症高齢者の行方不明の事件・見守り等々があります。この中に認知症の記載は、今拝見した範囲では稲毛区の計画にありますけれども、ぜひ、3期の計画の中には、ただ認知症のデータをお出しするのではなく、これは、具体的な対策を講じていかなくてはならないという観点に立てば当然入ってくるべきものだと思います。

以上、私の意見とさせていただきます。

○委員 私は、基本的には今回提案されたものに賛成していこうと考えております。先程、武委員、大嶋委員から出ましたように、地区部会が運営するとなると、やはり拠点の問題、資金の問題が出てくると思ひます。そうしたものをどう解決していくかということ、附則のような形で明確に記載してもらいたい。地区部会がやるということになっても、それをまとめていくにはどうしたらいいのか、どこでやるのか、どのようにしていくのかということについては、まだ方向性が決まっていな思ひます。なので、そのような記載を明確にさせていただきたいと思ひます。

また、『千葉市を取り巻く環境』ですが、私は市の傾向の記載だけで良いと思ひます。地区は地区で、千葉市全体の傾向を踏まえ取り組んでいけば良いと考えています。それと、取り巻く環境の中には少子化の問題が入っていないのですが、これは取り入れるのかどうか、教えていただきたいと思ひます。

『くらしやすい環境づくり』(P4-9)とありまして、『(18) まちの基盤整備』には『公共施設、道路、公園などのバリアフリー化や交通アクセスの確保など、すべての市民が生活しやすく活動しやすい環境づくりに努めます。』とあります。『努めます』とありますので、頑張るやろうということだと思ひますけれども、これは、社会福祉協議会でやる気があるのでしょうか。出来るのかという質問でございます。

○会長 何点かございました。地区部会が中心となってやっていくという方向性については、骨子案の時から同意されていたと思ひますが、今、ご指摘がございましたように、地区部会ごとにバラつきもございまして、拠点と資金の問題は組織作りをしていくうえでもっともな意見だと思ひます。

今回の計画の趣旨からいきますと、方向性として、地域に中心的な組織がほしいとい

うことで、担い手の中心には地区部会にお願いしたいということです。ここからは私の意見になりますが、市や社協で、地区部会活動の支援をしていくという方向性が出れば良いのではないかと思います。もちろん、拠点と資金は、すぐにポンと出てくるものではありませんが、それらがちゃんと盛り込まれた原案になるようにしていただくということでよろしいでしょうか。それらは、これからやっていくことになるのですが、原案を作るまでにはということです。

ここで同意していただくのは、清水委員等のご指摘のとおり、地区部会が主に推進できる担い手になるという方向で良いんじゃないかということですが、そのことについて、その活動の支援を社協の計画・市の計画に盛り込む形で作っていくということでもよろしいでしょうか。

それから、原田委員からご指摘がありましたデータの問題なのですが、確かに、市の全体としてはここに盛り込んでおく。ご指摘のありました地区にバラつきがあるということは、皆様わかっていることなので、それを、更に細かく示していくようにすれば良いのではないかと思います。

認知症と少子化については、計画に盛り込んでいくのか市の意見をお聞きします。

○委員 介護保険の要支援・要介護の認定を受けている人たちは、地域の中で在宅という形で支え合いをしていかなくてははいけません。地域事業への移行が徹底されていますので、次期計画では受け皿を作っていくわけですが、そういう意味では、認知症や病を持って生活しておられる方はたくさんおられます。地域の支え合いがあれば在宅で生活していける方はたくさんいるのですが、次の介護保険への移行の中で、行政の計画としては念頭に入れて置く必要があると思います。ぜひよろしくをお願いします。

○事務局（大塚課長） まず、少子化のデータについては今後、記載してまいります。認知症対策につきましては、「高齢者保健福祉推進計画」が中心となって行いますので、そこから書くということになります。

○事務局（岡部次長） 補足させていただきます。介護保険事業計画との関係なのですが、市として、公の事業としてどういうことをするかといいますと、当然、介護保険事業計画の中で規定していくこととなります。この地域福祉計画には何を記載していくかということですが、それは、まさにこれから考えていくことですが、自助・共助、特に自助の世界の中で一般的にできるものを書いていくこととなります。今回の議論としては、地区部会を中心に、地区の中でどういうことをやっていけるのかということを検討していただくこととなりますので、介護保険や高齢者福祉の立場から、地区にそういうことを検討していただきたいという気持ちはあるのですが、前提としては、これをしていただきたいということには言わないことになっておりますので、各地区においてどういうことができるのかをよく見ていただくということに尽きると思います。もちろん、介護保険の全体の世界としては、地区においてボランティアなどの新しい形が出てきてほしいという期待はありますので、今回の地域福祉計画においても、そのようなことを強

く意識して作っていただくことは当然ありがたいことでもあります。

また、先程まちづくりの話がありましたが、これは所謂ハードについてです。これ以外の計画の部分はすべてソフトですので、ここだけ異色ということになります。正直申しますと、ここで社協が中心的な役割を果たしていくということではなく、市の施策の中で、ハードの部分についてはこういう意識でやっていくということになります。

○委員 先程から地区部会の話がかなり出ていますが、地区部会にこれだけ期待をするということであれば、活動への具体的な支援を公助の取組みに入れていく必要があると思います。今後の予算要望になってくると思いますが。

私が公助の取組みの中に入れていただきたいのは、コミュニティソーシャルワーカーについてです。市として社協にお任せするのではなく、このような方々が地域で活躍しているということを計画に入れていただけると嬉しいです。

また、意見ですが、現在、社会福祉法人のあり方についての検討会が進んでおまして、その中で社会福祉法人の地域活動というものが挙げられています。今年度中には話が固まると思いますが、もし間に合うようでしたら地域福祉計画の中に連携として入れていただけると良いと思います。

○会長 ありがとうございます。時間の関係もありますので、次で最後にさせていただきますと思います。

○委員 先程、原田委員からもありましたが、おそらく各区、地区部会のところでは全体を把握していくうえでの基礎的なデータが必要だと思います。高齢化率というの、町丁別に出していかないと実際の状況が分からないくらい高低差があります。また、社会資源についても、区、地区部会ごとのデータを出して参考資料や各区の計画等に示していただきたいと思います。

○会長 色々なご意見本当にありがとうございます。時間も限られておりますので、第3期千葉市地域福祉計画の素案につきましては、今までに出たご意見を踏まえつつ、一部修正をすることにしたいと思います。修正については、申し訳ございませんが、私と土屋副会長及び事務局に一任いただくということで、ご承認いただけるでしょうか。

〈委員一同承認〉

○会長 ありがとうございます。

○委員 配布資料『本日の会議内容に関するご意見等について』に記入した部分については、協議の中に反映していただけるんですか。

○委員 要望です。教育と人材育成についてですが、これは地区部会だけでなく教育委員会との連携が密になっていかないと出来ないと思っておりますので、そのような視点を盛り込んでいただきたいと思います。

○会長 ご意見のある方は、本日配布したご意見書にその旨をご記入いただきたいと思
います。

それでは、第3期地域福祉計画の素案につきましては、一部修正を行うという条件で
承認させていただきます。議事については以上です。

続きまして、次第の6、報告事項に移ります。報告事項（1）第2期千葉市・区地域
福祉計画の進捗状況について、事務局よりお願いします。

（6）報告事項①第2期千葉市・区地域福祉計画の推進状況について

○事務局（半澤補佐） 説明は、地域福祉課課長補佐の半澤がさせていただきます。個人的
な話になりますが、実は地域福祉計画の第1期計画当時、平成18年から22年をかけ
て、当時の保健福祉総務課で大変お世話になりました。この度、ご縁がございまして、
再度地域福祉課に戻りまして担当させていただくこととなりましたので、どうぞよろし
くお願いいたします。では、説明は座って失礼いたします。

ただ今まで、第3期計画につきましてご議論いただいておりますが、福祉計画作りを
進めるにあたりまして、当然のことではあります。並行して現在の計画がどのように推
進されているのか把握する必要がございます。そういうことでありまして、次第の6とし
まして、第2期千葉市・区地域福祉計画の推進状況についてご説明させていただきます。

お手元に、A3横版、資料の2と書かれた資料をご用意ください。表紙には、全体の目次
を示してございますが、この資料は、前半19ページ目までが千葉市計画、後半の20ペ
ージから最終45ページ目までが中央区から美浜区までの6区の計画、それぞれについて
推進状況を記載しております。説明は、初めに市計画について、その後、区計画について
説明いたします。

では、資料を1枚おめくりください。ここに、市計画の事業一覧と目次を記載しており
ます。基本テーマ1『情報提供・相談体制』から基本テーマ5『基盤づくり』まで、5つ
の基本テーマを基に、①から⑩までの取組項目が設定されており、さらにその中に97の
主な取組みが設定されております。市計画は、千葉市本体の実施計画等に基づくことも多
く、また既存の計画を盛り込んでいることから、概ね推進が進んでいると考えております。

本日は、説明時間の関係もございますので、各事業の中から、平成25年度中に大きく
進展した事業や、新たに取り組んだ事業など、トピック的なものについて説明させてい
たいただきます。具体的には、資料の目次の中で、例えば14番『子どもの相談・支援体制の強
化』などで、左端に星印をつけて網掛けをしている事業でございます。14番の次には4
8番『安否確認ネットワークの充実』、63番『市民防犯活動の支援』、『災害時要援護者へ
の対応』、81番『新たな担い手の創出』、こちらの5事業を紹介いたします。

では、資料の3ページをお開きください。左隅に取組番号、右側に移りまして主な取組
と事業概要、そしてさらにその右側には25年度の取組状況及び26年度の取組予定を記
載しております。1つ目のNO. 14『出産・子育て一子どもの相談・支援体制の強化』
の右側、太枠で囲みました事業ですが、「千葉市子ども・若者総合相談センターLink（リン

ク)」のご紹介です。リンクはニートやひきこもり、不登校等の問題を有する子ども・若者及びその家族の様々な相談に一元的に応じるワンストップ相談窓口として、平成24年8月に開設しております。月曜日から金曜日、及び第3日曜日に相談員が電話や来所による相談業務を行っております。昨年度は、内閣府のモデル事業として実施されまして、内閣府より派遣されましたスーパーバイザーから相談員が直接指導を受けるなど、さらに新たな相談窓口正規職員を1名追加配置するなど、人的な強化を図ってまいりました。ニートやひきこもり、不登校等、若者世代の問題を扱う相談窓口として非常に有効に機能しておりますが、さらに拡充すべく、26年度は相談件数600件を目標に、市民への認知を広めるために、リンクのポスター及びリーフレットを市内の小・中学校全生徒及び地域に配布して、周知に努めてまいります。

続きまして、3つ下の太枠で囲みました取組みですが、これは、平成25年10月から中央区及び稲毛区の保健福祉センターに「子育て支援コンシェルジュ」と呼ばれる専門相談員を配置し、保育をはじめとした子育て支援サービス全般の利用に関する相談に応え、情報提供などの支援を行っております。25年度は、10月から3月までの半年間で、就学前児童の保護者から延べ895件の相談を受けており、この効果等により、この4月には保育所の待機児童ゼロを達成することができました。保育所の待機児童の解消は、本市の長年の懸案でありましたので、この取組みは大いに効果があったものと考えられます。また、さらに今年の10月からは、花見川区、若葉区、緑区、美浜区にもコンシェルジュを配置し、相談業務を開始する予定となっております。

続きまして、8ページをお願いします。NO. 48 (イ)『安否確認ネットワークの充実』の右側、太枠で囲みました取組みです。昨年7月1日より、電気やガスなどのライフライン事業者など5業種14事業者と協定を締結し、「千葉県孤独死防止通報制度」を開始しました。この制度は、本市と協定書を締結した事業者が、検針や配達などの日常業務を行う中で、例えば新聞や郵便物が数日間溜まっているなどの異変を発見した場合に、各区保健福祉センター等に通報していただき、その後、区の職員が対象者宅を訪問確認し、必要に応じた支援を行うというものです。昨年7月以降には2事業者に加盟していただき、現在は5業種16事業者の協力により運用しているほか、協力事業者や警察、消防署を交えた連絡会議を開催し、積極的な意見交換等を行っております。そして、肝心要の25年度の通報実績ですが、7月から3月までの9か月間で、合計8件の通報をいただいております。そのうち、生存が確認された件数が4件、残念ながら死亡が確認された件数が4件でございました。今後も引き続き、協力事業者の拡大など制度を発展させて、一人暮らし高齢者などの安否確認ネットワークの充実を図っていきます。

次に11ページ、NO. 63『市民防犯活動の支援』の右側、太枠で囲ったところがございます。保護司の活動を支援するために、美浜区における保護司活動の拠点である美浜区更生保護サポートセンターを開設するにあたり、昨年8月1日から美浜区役所内の一室を貸与いたしました。今年度は、稲毛地区及び緑地区に保護司会が更生保護サポートセンターを設置する予定であり、美浜地区同様、区役所内の一室を貸与する方向で公助の一環として進めていく方針です。

続きまして12ページ、NO. 72『災害時要援護者への対応』ですが、一人暮らし高

齢者や障害者等のうち、災害時に支援を必要とする方々の情報を地域住民が共有する取り組みです。昨年度は、「災害時要援護者支援計画」に基づき、地域で支え合いカードを作成し要援護者の安否確認や避難支援を行うことができるよう、個別に町内自治会等に働きかけを行ってまいりました。平成26年3月末時点の取組団体は71団体に上っております。また、昨年12月には、本市におきまして「千葉県避難行動要支援者名簿に関する条例」が制定されまして来月7月より施行されることから、今後は、市と協定を締結した町内自治会等の避難支援を行う関係団体に、市が保有する要支援者の名簿情報の提供が可能となります。

最後に15ページ、NO. 81『担い手の創出』に関する取り組みです。太枠で囲みました民生委員協力員制度に関する項目です。民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の確保を目的に、民生委員の活動全般を補佐する民生委員協力員を配置するものでございます。昨年度、関係者様にご協力いただきまして、来月7月1日より制度がスタートいたします。おかげさまで、協力員委嘱予定者は、当初見込みの3倍以上の96人にも上り、そしてこの取組みは政令市では3市目の取組みとしてスタートいたします。

以上、市計画に関するトピック的な推進状況をお知らせいたしました。

続きまして、区計画の推進状況について説明いたします。資料は20ページから始まりまして、中央区が25ページまで、花見川区が26ページから29ページ、以降は美浜区まで45ページまで続きます。そして、各区の資料ですが、3種類の資料で構成していません。中央区を例にしますと、20ページ目、こちらが1つ目の資料でございまして、『(1) 第2期計画の重点項目における主な成果』で、各区で定めた重点項目の成果を、項目ごとに区全体の概要を記してございます。

1ページおめくりください。21ページをお願いします。こちらが2つ目の資料、『(2) 第2期計画の重点項目における各地区部会エリアの現状』でございます。各区の重点項目の実践状況を、社協地区部会ごとに、その概要を記してございます。次期の3期計画では、社協地区部会エリアごとに重点項目を定めることから、社協が重点項目の選定をサポートする際の参考としても活用できるよう編集しております。最後に、資料の24ページをお開き下さい。こちらが3つ目の資料でございます。『(3) 第2期計画の重点項目における各地区部会エリアの主な成果・課題』で、各地区部会エリアの地域性、第2期計画の重点項目の主な成果、及び課題を記載しております。こちらの資料も、次期計画の策定に向けて活用してまいりたいと考えております。

なお、いずれの資料も、社会福祉協議会の各区事務所の協力の元に、連携して作成しておりますことをご報告いたします。

それでは、6区の計画の推進状況について説明いたしますが、時間の関係もございまして、各区の項目は、資料の1つ目『(1) 第2期計画の重点項目における主な成果』、こちらの資料を用いまして、各区数項目に絞って、特に推進されていると思われる項目を説明させていただきます。

では、資料の20ページを、お開き下さい。中央区の主な成果についてご説明いたします。まず、重点取組項目の『②見守り体制をつくる』。これは区としての重点項目でございまして、第2期の計画策定後、新たに社協白旗台地区部会をはじめ、5つの地区部会が活

動を開始し、今年度は、東千葉地区部会など3地区部会が活動を開始する予定です。その他の地区部会におかれましても、見守り活動に関する検討や研修会を開催するなど、体制づくりの準備を進めております。

このように、16地区部会中8つの地区部会でこの取組みが実践され、さらに昨年10月には、社協中央区事務所が「見守り活動の勉強会」という講習会を開催するなど、中央区におかれましては、この重点取組項目『②見守り体制をつくる』は、かなりの拡がりを見せていると考えられます。

続きまして、『⑧福祉マップ、福祉情報誌』ですが、多くの地区部会で地域の福祉情報を盛り込んだ「福祉情報誌」を発行しており、区内で広がりが見られます。中でも大きな取組みとしましては、当分科会の武井委員を中心とする社協中央区地区部会連絡会が、民間事業者と協力して、「中央区 ふくし・防災ガイド&マップ」を発行し、区内の全世帯に配布しております。この冊子は、ひと目で情報がわかり利便性が高い上に、配布を受けた各世帯がさらに記入を進め、作り上げて進化させることができるようになっていることが大きな特徴でございます。

続きまして、花見川区の主な成果について説明させていただきます。資料26ページでございます。まず、最重点項目であります『③地域での助け合いのため、地域のネットワークづくりを拡充し、要支援者などへの、身近な生活支援と独居高齢者の見守り安否確認の推進に努めます』についてですが、第2期計画策定後、新たに社協こてはし台地区部会、さつきが丘・宮野木台地区部会におきまして、「たすけあい活動」を開始いたしました。

また、町内自治会では、柏井小学校区の8町内自治会、他に4自治会、さらに、こてはし台と横戸台の町内自治会の有志による「ボランティアの会」も活動を開始しております。

また、天戸中学校区地区部会、こてはしマイタウン自治会も活動を計画中でございます。

次に、『見守り活動』ですが、第2期計画策定後、花見川第2地区部会、こてはし台地区部会、犢橋地区部会が社協の「見守り活動助成金」を活用して活動を開始しております。町内自治会単位では、柏井小学校区の8町内自治会、他に4自治会が活動を開始しているほか、横戸台自治会などの4自治会も活動を計画中でございます。

このように、花見川区内では、たすけあいや見守りの活動が広く展開されております。

続きまして、『④地域における多種多様の健康情報がある中、住民自ら自分に適した健康づくりの機会に積極的に参加し、心身の健康づくりに努めましょう』ですが、第2期計画策定後、「いきいきサロン」の開催が順調に増加しておりまして、25年度にはすべての地区部会で実施され、回数は合計966回となっております。

続きまして、稲毛区の主な成果についてです。資料の30ページをお開き下さい。まず、『②安心カードの作成と活用』ですが、第2期計画の開始時には、社協の11地区部会中7地区部会で取り組まれておりましたが、その後には、小中台東地区部会、小中台西地区部会が「カプセル型安心カード」の取組みを開始し、小中台西地区部会は、さらに外出時の携帯用として携帯用カードの取組みも開始しました。稲丘地区部会においても、今年の敬老会の開催時に、安心カードを全対象者に配付し、活用を呼びかけております。今後は、残りの1地区部会でも取組みが予定されており、区内の全地区で実施する見込みとなっております。

このように、稲毛区では「あんしんカード」の作成の取組みが広く展開されております。続きまして、『④災害時に対応した地域住民の研鑽を図る』ですが、避難訓練や防災に関する講習等を行っている、または、予定している地区部会が10地区部会で、残る1地区部会におきましても、エリア内の町内自治会単位では自治会主導で取り組まれております。

続きまして、若葉区の主な成果についてです。資料の34ページをお開き下さい。まず、『⑦計画を浸透させるために』ですが、地域住民に地域福祉計画や支え合い活動の必要性を理解していただくため、区の地域福祉計画推進協議会の委員の皆様と区の職員、社協区事務所の職員が町内自治会などを直接訪問し、地域の現状や将来予測、支え合い活動の必要性などについて意見交換を行っております。これまでに75町内自治会を訪問しており、この活動は今後も推進してまいります。このように、若葉区内では、地域団体に対しての直接的な地域福祉に関するPR活動が行われているといえます。

続きまして、『②子どもたちを見守り育てる活動の実施』ですが、トピック的なものとしたしましては、社協若松地区部会におきまして、県立若松高校と連携し、学校の授業の中で子育てサロンを開催しております。24年度にはモデル的に1クラスで実施し、現在は全てのクラス、8クラスで実施しております。この取り組みは、昨年、千葉テレビ放送で紹介されたほか、平成29年度には、高校の家庭科の教科書にも紹介される予定であると伺っております。このような「子育てサロン」は、桜木地区部会など3地区部会において新たに活動を開始しており、現在では区内7地区部会が活動中でございます。

続きまして、緑区の主な成果です。資料の40ページをお開き下さい。『⑩安否の確認』ですが、第2期計画策定後、新たに古市場団地では、地域住民の見守り活動とともに、民間の事業者と見守りに関する協定を結んでおります。他に、鎌取町内会、おゆみ野泉谷自治会も新たに見守り活動を開始しています。大椎台自治会では、かなり前から見守り活動を実施していますが、あんしん電話による見守り活動を行っております。

また、緑区地域福祉計画推進協議会では、「推進協見守りネットワーク検討委員会」を設置し、先進事例の視察や協議、町内自治会及び民生委員にアンケート調査を実施したほか、「見守り活動に関する講演会」を開催し、各地区が活動の参考としております。

このように、緑区内では、安否確認に関する活動が活発になりはじめ、また、今後大きく広がる可能性があると言えます。

続きまして、『④学校との交流』ですが、第2期計画策定後、緑区推進協の「学校と施設の交流小委員会」におきまして、新たにケアハウスなどの高齢者施設の入居者と小・中学校との手紙の交流を開始しております。また、社協地区部会では、中学校における子育てサロンを引き続き開催しているほか、椎名地区部会では、敬老会への中学生ボランティアの参加を推進しているなど、区内の各地区部会ごとに学校との交流が進んでおります。

最後に、美浜区の主な成果です。資料の43ページをお開き下さい。まず、『③地域の“みんなで”支え合う「あんしん支え合いネット」の構築』ですが、6地区で地区独自の安心カードを作成し、対象者に配付しております。また、この取組みを参考にし、美浜区役所では、平成25年度より「美浜区安心カード」という独自のカードを作成し、区内の65歳以上の独居高齢者、対象約5,000人の内、3,800人にカードの配付を行っております。さらに、区の動きを受けまして、新たに3地区が地区独自の安心カードを作成するなど、

美浜区内では「あんしん支え合いネット」の構築が進んでおります。その他に、美浜区真砂地区では、25年3月に地域支え合い組織「ささえあいまさご」を立ち上げ、多くの活動を実践しており、美浜区地域福祉計画推進協でも好事例として紹介されております。

『⑦あんしんケアセンターの利用促進』ですが、町内自治会や各種団体で開催される出張講座や体操教室におきまして、あんしんケアセンターの出張相談などの利用が促進されております。

以上、報告事項(1)『第2期 千葉市・区地域福祉計画の推進状況について』説明をさせていただきました。

○会長 ありがとうございます。ただ今の事務局の報告について、ご意見等ございましたらお願いします。

○委員 15ページの民生委員協力員制度について。これはいかにも進んでいるように書かれていますが、元々の計画には無かったものです。それをなぜこのように入れているのかということが1つと、ぜひ理解してほしいのは、この制度のために現場は大変な思いをしているということです。

民生委員の選び方は、昔からの流れで「自分の知り合いを後釜に」という方法がとられてきました。そのため、町内自治会等と上手くいかないこともあり、その解消に随分苦勞してここまでやってきたところでは、協力員を地域全体で選ぶことができれば、今より遥かに良いやり方ですが、民生委員が自分で連れてくるようなやり方では、周りは非常に迷惑を被るし、地区部会の活動にもマイナスになります。

そういうことを理解しているのですか。これは、まさにごく一部の人の要求、そして机上で現場を知らない人がやっているのだと思います。今回、説明がなければ黙っていようと思いましたが、計画に無いものをわざわざ入れて、このように言われるから非常に腹立たしいです。よく考えているのですか。

○事務局(大塚課長) 今の民生委員協力員制度の記載についてですが、確かに2期計画の事業としてはありませんでした。しかし、民生委員の負担軽減等、新たな地域福祉の担い手の確保を目的に行うものであることから、今回記載をさせていただきました。協力員制度については色々ご意見を伺いましたので、今後は福祉活動推進員を所管します社協とも話し合いまして、地区部会に説明をしてまいりたいと思います。

○委員 8ページに「千葉市孤独死防止通報制度」の締結を行っている事業者とあります。この見守り活動は市と事業者が協定を締結しているわけですが、地域と事業者が締結する場合にはどのようにしたら良いのでしょうか。

○事務局(半澤補佐) こちらの取組みは、昨年度7月から私共が多くの事業者様にご協力をいただきまして無事締結することができました。例えばですが、今回ご紹介させていただきました緑区古市場団地は、郵便事業者等と個別にアプローチをし、自治会単位で

協定を締結しているかと思います。先進事例として広く知られている大宮台自治会は、多業種と協定を結んでおります。そのような協定等に仲立ちが必要であれば、ぜひともサポートさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○委員 見守り活動は各区とも開始しているようで、私共の花見川区でも行っているものですが、やり始めても辞めようとしているところがたくさん出てきています。大変ですから。毎週1回行っているわけですけど、継続して行うことは難しいです。実績表には出来ているように書いてありますが、実際には出来ていない。実態はそうです。花見川区だけでなく、他の区はどうなのでしょう。

○事務局（半澤補佐） 本日お示しさせていただきました資料の中にも、見守り安心活動は数多く実践されていると報告させていただきました。見守り活動の内容も、活動が深いもの、浅いもの、一週間きっちりと訪問して安否確認を行う方法もあるかと思いますが、洗濯物が夜も干しっぱなしになっているだとか、新聞が溜まっているだとか、そういう何気なくさり気なく確認することも見守り活動だと考えております。ですので、今回ご報告いただいている中にもエリアや内容に差はありますが、こういった活動が広がっていることは間違いないと事務局は考えております。

○委員 もう少し内容を正確に記載していただきたいのですが。やっているのかやっていないのか、わからない書き方になっている。例えば、週に何回、何人でやっているとかをきちんと書いてもらわないと、本当にやっているのか甚だ疑問です。ちゃんとやっているところには大変申し訳ないですが。

○事務局（半澤補佐） わかりました。ご指摘いただきました点は、各区の推進協にて情報共有を図るなどしていきたいと思います。

○会長 続いては、報告事項（2）インターネットモニターアンケートについてです。時間がかかり押していますので、申し訳ないですが、こちらについては事務局からの説明のみということで、ご意見等あれば後日事務局までお知らせいただくことでお願いしたいのですが。よろしいでしょうか。

では、事務局から説明をお願いします。

（6）報告事項②インターネットモニターアンケート調査について

○事務局（半澤補佐） お手元に、資料の3をご用意ください。第3期地域福祉計画の策定に当たりまして、市民を対象としたインターネットを活用したアンケート調査を行いますので、委員の皆様にご調査票の案をお知らせいたします。

まず、実施する目的ですが、地域福祉に関する市民の認識や考え方、行動といったものを把握いたしまして、今後の計画づくりに活用いたします。

当制度の概要ですが、モニターは市内に在住の15歳以上の方、現在約4,000人いらっしゃいます。こちらの設問は、7問程度という上限がございますので、その中で回答しやすいよう選択肢を並べ、その中から選んでいくことを考えております。実施は、8月1日～7日の一週間を調査期間としております。設問の内容ですが、設問1～5におきまして地域福祉活動についての認知度や参加意向等についてお聞きすることとしています。

現在の第2期計画を策定する際にもアンケート調査を行っておりまして、今回の設問1～5につきましては、あえて前回の5年前と同じ設問・選択肢としております。これは、前回の調査との比較を行うことで、現在の2期計画の取組みによって、市民の意識や行動にどれぐらいの変化があったのか、その効果を検証するためにあえてこのような設定をさせていただいております。

最後に、設問の6と7については、今回新たに設定いたしました。設問6は、『市民が地域福祉活動を行うためにはどのようなことが必要だと思いますか』という設問を設定いたしまして、地域福祉活動に参加するために必要な条件等についてお尋ねする質問です。設問の7では、千葉市社会福祉協議会が行っている各種事業の中で、知っている活動をお聞きし、地域福祉の最大の担い手であります社会福祉協議会の事業や施策等がどれほど浸透しているのか、市民の認知度を調査するものであります。

このような設問によりアンケート調査を行いまして、調査結果につきましては次回以降の分科会においてご報告させていただく予定となっております。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。時間が押してしまって申し訳ございませんが、委員の皆様は、ご意見等がございましたら事務局まで郵送・FAX・メール等で送り頂きたいと存じます。よろしく願いいたします。こちらの方は実施までにあまり時間がないので、お早めにご連絡していただければと思います。

(7) その他

○会長 続きまして、次第の7その他に移りたいと思います。委員の皆様から、その他について何かございますでしょうか。

〈委員からの意見なし〉

○会長 では、事務局にお返しします。

(8) 閉会

○事務局(西村係長) ありがとうございます。では、最後に事務局からの連絡です。次回の第2回地域福祉専門分科会の開催は、12月下旬頃に、第3期地域福祉計画の原案をご審議いただくことを予定しております。時期が近づきましたら、委員の皆様にはご連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。

次に、本日の報酬ですが、7月下旬頃、指定の口座にお振込させていただきます。千葉市への登録口座をご変更される場合は、7月2日までに事務局までご連絡ください。

次に、本日の議事録は事務局が作成し、いったん委員の皆様へ確認のため送付させていただきます。その後、会長に署名をいただき、正式な議事録となります。なお、議事録はインターネットで公開いたします。

次に、本日配布した資料の1番最後に、『本日の会議内容に関するご意見等について』という用紙を入れさせていただきました。インターネットモニターアンケートのことも含めまして、本日の会議の内容その他全般に関することにつきまして、ご意見等ございましたら、郵便、FAX、メール等で事務局までお送りいただきますようお願いいたします。

最後になりますが、本日配布させていただいた資料や計画書のうち、リーフレット及びファイルに綴じた計画書本編につきましては、会議終了後に事務局で回収いたしますので、机の上に置いたままにしてくださいようお願いいたします。

事務局連絡は以上です。本日は、長時間に渡り、誠にありがとうございました。

以上

議事録署名人

平成 年 月 日

千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会 会長